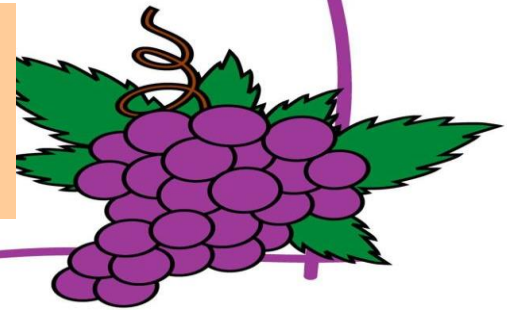
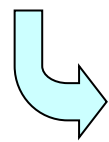


こんな制度をご存知ですか？



自宅で介護を受けている被爆者に対して、何か支援制度はありますか。



介護手当 という制度があります。

介護手当には次の①②があり、手当の支給を受けるには申請が必要です。 (月額)

①費用介護手当	自宅で、 中度または重度の障害 により、ヘルパーの訪問介護を利用して費用を支払っている場合。	重度	104,290円以内
		中度	69,520円以内
②家族介護手当	自宅で、 重度の障害 により、家族等の介護を受けている場合。(介護保険等のサービスを利用している人も対象になります)		21,210円



がんが見つかりました。特別な手当が支給されると聞いたのですが。



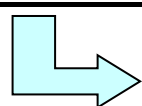
医療特別手当 が支給できる場合があります。

医療特別手当を受給するためには、「がん」などの病気が現在も治療中であり、原子爆弾の放射線の影響によるものという厚生労働大臣の認定(**原爆症の認定**)が必要になります。

原爆症の認定には、主に次のような病気が対象となります。

- ①「悪性腫瘍」
- ②「白血病」
- ③「副甲状腺機能亢進症」
- ④「心筋梗塞」
- ⑤「甲状腺機能低下症」
- ⑥「慢性肝炎・肝硬変」
- ⑦「放射線白内障（加齢性白内障を除く）」

これ以外の病気でも認定を受けられる場合があります。



詳しくは、訪問時に ご相談ください。

